

令和8年第2回豊頃町議会臨時会会議録

令和8年5月13日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第2号	専決処分の承認（令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第13号））
日程第 4	議案第26号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 5	議案第27号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第 6	議案第28号	工事請負契約の締結（二分線川災害復旧工事）

◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

◎欠席議員（1名）

4番 杉 野 好 行 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	山 田 良 則 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総務政策課長	森 直 史 君
住 民 課 長	林 谷 一 徳 君
福 祉 課 長	鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長	小 野 直 人 君
施 設 課 長	田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君
農業委員会事務局長	笠 間 一 秀 君
教育委員会教育課長	齋 藤 学 君
総務政策課参事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	崎	勝	巳	君
庶	務	係	長	佐	藤	尚	志	君

午後 2 時 0 0 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 8 年第 2 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山崎事務局長。
- 山崎事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4 番杉野好行議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長からお許しをいただきましたので、令和 8 年第 2 回豊頃町議会臨時会行政報告をいたします。
1 点であります。
4 月 2 0 日の三陸沖地震及び 4 月 2 7 日の十勝地方南部地方地震についてであります。
4 月 2 0 日 1 6 時 5 3 分ごろ、三陸沖を震源とする最大震度 5 強、マグニチュード 7. 7 の地震が発生し、本町では震度 2 を観測しました。この地震により、1 6 時 5 5 分に北海道太平洋沿岸中部等に津波警報が発令され、最大 3 メートルの津波到達が予想されたところであります。
こうした状況を受け、町では避難指示を発令するとともに、豊頃町役場に災害対策本部を設置しました。
また、国道 3 3 6 号津波緊急避難場所、トンケシ津波緊急避難場所及び大津地域コミュニティセンターにおいて住民の受入れを行い、5 0 名余りの住民が一次避難されました。

さらに、夜間を迎えることや安全確保の観点から、国道３３６号津波緊急避難場所等から避難所である豊頃町える夢館へ３０名余りの方が移動されました。

なお、漁業関係では、漁船８隻が沖出しを行っております。

その後、２０時１５分に津波警報が津波注意報へ切り替えられたことを受け、避難指示を解除しました。大津地域コミュニティセンターの避難者につきましては、この時点で全員が帰宅されましたが、える夢館につきましては、１１名の避難者が夜道での帰宅を余儀なくされることを考慮し、安全確保の観点から宿泊されました。

その後、２３時４５分には津波注意報も解除され、える夢館の避難者につきましても、翌２１日５時３０分に全員が帰宅されたことから、災害対策本部についても同時刻をもって解散しました。

なお、この地震を受け、その後一週間は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことから、町公式ＬＩＮＥや防災行政無線により、町民への注意喚起を行いました。

また、この期間中の４月２７日５時２４分には、十勝地方南部を震源とするマグニチュード６．２の地震が発生し、最大震度は浦幌町で震度５強、本町でも震度４を観測しました。

この地震につきましては、気象庁から、北海道・三陸沖後発地震注意情報において注意を呼び掛けている対象地震ではない旨が発表されております。

なお、これら２件の地震による人的被害及び住家被害はなく、また、電気・水道等のライフラインについても被害は発生しておりません。

本町といたしましては、今回の対応を踏まえ、引き続き関係機関と連携しながら情報収集及び避難訓練等による災害対応体制の強化に努めるとともに、町民の皆様に対し、日頃からの備えの確認など、適切な注意喚起を行い、災害対応に万全を期してまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これでは行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、３番岩井明議員及び５番藤田博規議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第２ 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎ 承認第 2 号

●中村議長 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書 17 ページをご覧ください。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度豊頃町一般会計補正予算（第 13 号）を令和 8 年 3 月 30 日専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第 13 号）、1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において道営農地整備事業負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,556 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 3,598 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

16 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費において、3 目財産管理費に基金積立金 5,838 万 7,000 円を追加。

3 款民生費 1 項社会福祉費に 4 目障害者福祉費に障害者医療給付費 50 万円を追加するなど、計 52 万 7,000 円を追加。

5 款農林水産業費 1 項農業費において、4 目道営事業費から道営農地整備事業負担金 296 万 1,000 円を減額。

18 ページ、2 項畜産業費において、2 目公社営事業費から畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第 2 地区負担金 140 万 7,000 円を減額。

6 款商工費 1 項商工費にインターネット寄附サイト利用料 40 万円を追加するな

ど、計５２万円を追加。

９款教育費５項保健体育費に給食材料費５０万円を追加。

次に、歳入につきましては、８ページをご覧ください。

２款地方譲与税１項自動車重量譲与税に１２３万５,０００円を追加。

２項地方揮発油譲与税から３９万１,０００円を減額。

３項森林環境贈与税から１１３万８,０００円を減額。

３款利子割交付金に３８万５,０００円を追加。

４款配当割交付金に２１万５,０００円を追加。

５款株式等譲渡所得割交付金に１６９万円を追加。

１０ページ、６款法人事業税交付金から４７万７,０００円を減額。

７款地方消費税交付金に９２３万９,０００円を追加。

８款自動車税環境性能割交付金から１５３万９,０００円を減額。

９款地方特例交付金に１３万７,０００円を追加。

１０款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて４,７４０万８,０００円を追加。

１２款分担金及び負担金１項分担金から道営負担事業１１３万３,０００円を減額するなど、計１７２万３,０００円を減額。

１２ページ、１４款国庫支出金２項国庫補助金にマイナンバーカード交付事務費補助金１６０万８,０００円を追加するなど、計６１万５,０００円を追加。

３項委託金に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行事務１９５万６,０００円を追加するなど、計６９万５,０００円を追加。

１５款道支出金２項道補助金から次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金４０万７,０００円を減額。

３項委託金から個人道民税徴収取扱１６万５,０００円を減額。

１７款寄附金にふるさと応援寄附金３２８万７,０００円を追加するなど、計３８８万７,０００円を追加。

２１款町債から、１４ページ、二分線川災害復旧事業１５０万円を減額するなど、計４１０万円を減額。

次に、第２条、地方債の補正は、４ページ、第２表地方債補正をご覧ください。

公共事業等債の限度額を１億２,３９０万円に改め、地方債限度額の総額を７億３５０万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第26号

- 中村議長 日程第4 議案第26号 豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

林谷住民課長。

- 林谷住民課長 議案第26号 豊頃町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書によりご説明いたします。議案説明書1ページ、説明第1号をご覧ください。

はじめに、改正の主旨であります。本案につきましては、本年度の税制改正において、軽自動車税の環境性能割の廃止等に伴う税制上の措置を講ずることなど、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）ほか関係する政省令等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1ページ、第18条の3及び第19条第1項の改正は、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う改正であります。

第33条第3項の改正は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う改正であります。

第34条の7第2項の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であります。

第36条の2第1項、第36条の3の2第1項・第5項の改正は、法律改正に伴う

項ずれの整備となります。

第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴う改正であります。

2ページ、第63条の改正は、法律改正にあわせて固定資産税の課税標準額の改正によるものであります。

第80条第1項から第3項、第81条、第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8、第82条、第83条、第85条、3ページ、第87条、第88条、第89条、第90条第1項、第2項、第4項、第5項、第91条第2項、第7項の改正は、全て軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

附則第6条の改正は、適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第7条の3の改正は、法附則第5条4の削除に伴う改正（個人の道府県民及び市町村民税の住宅借入等特別税額控除の削除）であります。

附則第7条の3の2の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第7条の4の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正と特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備によるものであります。

4ページ、附則第8条の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第9条の2の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であります。

附則第10条の2の改正は、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設及び項ずれによる改正であります。

附則第10条の3の改正は、法令改正にあわせて改正するものであります。

附則第15条の2第1項から第4項、附則第15条の3、附則第15条の3の2、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6第1項・第2項、5ページ、附則第16条第1項から第4項、附則第16条の2第1項から第3項の改正は、全て軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

附則第16条の3第3項、附則第16条の4第3項、附則第17条第3項の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備によるものであります。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正であります。

附則第18条第5項、附則第19条第2項の改正は、法附則第5条の4の削除に伴

う所要の整備によるものであります。。

6 ページ、附則第 19 条の 3 の改正は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設されたものであります。

附則第 20 条第 2 項、附則第 20 条の 2 第 2 項、第 5 項、附則第 20 条の 3 第 2 項、第 5 項の改正は、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備によるものであります。

また、附則として、第 1 条には施行期日を、第 2 条から第 4 条までは経過措置を、第 5 条には附則の改正を規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番坂口議員。

●8 番坂口議員 軽自動車の環境性能割の廃止ということなんですけれども、具体的にいくらぐらいになるのでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長

●林谷住民課長 軽自動車の環境性能割の廃止でございますが、環境性能割は昔の軽自動車取得税から令和元年に環境性能割に改正されております。豊頃町においては、令和元年から令和 7 年まで幅にばらつきはありますが、平均して約 50 万円前後の収入額となっています。

こちらが廃止により収入が無くなるのですが、現在国のほうで全額を地方特例交付金で全額を補填する措置が進められているところであります。

軽自動車税の 1 台あたりの税額ですが、これは変更ありません。

●中村議長 ほかに質疑ありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 27 号

●中村議長 日程第 5 議案第 27 号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

林谷住民課長。

●林谷住民課長 議案第 27 号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきまして、別紙議案説明書によりご説明いたします。議案説明書 7 ページ説明第 2 号をご覧ください。

はじめに、改正の主旨であります。本案につきましては、令和 8 年度税制改正において、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令 83 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。第 2 条第 2 項の改正につきましては、課税限度額の引き上げとして、基礎課税額を現行の 66 万円から 67 万円に改正するものであります。

第 2 条第 5 項の改正につきましては、課税限度額の追加として、子ども・子育て支援納付金課税額 3 万円を新設するものであります。

第 23 条第 1 項の改正につきましては、基礎課税額の引き上げとして、現行の 66 万円から 67 万円に改正。課税限度額の追加として、子ども・子育て支援納付金課税額 3 万円を追加。軽減判定所得の基準額を 5 割軽減で現行の 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減で現行の 56 万円から 57 万円にそれぞれ改正するものであります。

また、附則として、第 1 項には施行期日を、第 2 項には適用区分を規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 28 号

- 中村議長 日程第 6 議案第 28 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

- 森総務政策課長 議案書 15 ページを御覧ください。

議案第 28 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、二分線川災害復旧工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 000 万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、二分線川災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札であり、令和 8 年 4 月 2 日に執行しております。

3、契約の金額、5, 632 万円。内消費税等相当額 512 万円。

4、契約の相手方、中川郡豊頃町礼作別 682 番地 2、株式会社野田土建、代表取締役田名邊義夫。

なお、工期につきましては、契約日から令和 9 年 1 月 8 日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これで令和8年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時37分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員